

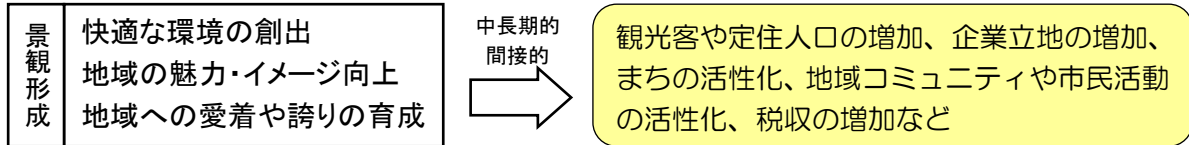
事業概要説明書 [1]		事業番号	1 - 9		
事務事業名	景観まちづくり啓発事業	担当部名	都市整備部		
事業開始年度	平成 17 年度	担当課名	景観課		
実施方法	直営・補助	担当係	景観企画係		
根拠法令等	景観法・屋外広告物法・宮崎市景観条例等				
事業の概要	目的 〔 何のために 〕	美しい魅力ある景観づくりを推進するための施策の企画・立案及び市民啓発等			
	対象・手段 〔 誰(何)に対して、何を するのか 〕	<p>【市民・事業者等】</p> <p>①市民団体や地域住民に対して景観専門家による勉強会、研修会、セミナー、イベント等を実施する。</p> <p>②景観啓発用パンフレットを作成して事業者・市民へ配布する。</p> <p>【小中学生】</p> <p>①小中学生を対象とした風景絵画コンクールを実施する。</p> <p>②学校教育の中で小学校高学年・中学生を対象とした景観に関する授業を実施する。</p> <p>【その他】</p> <p>①景観法に基づく景観重要建造物・樹木の指定に伴い、標識の設置を行う。</p> <p>②景観法に基づいて指定した景観整備機構（社団法人 宮崎県建築士会）の活動に対して必要な経費の補助を行う。</p>			
	事業の必要性	平成16年6月に景観法が制定され、美しい自然と調和した景観づくりが求められている。 美しいまちづくりを推進するために、市民・事業者の理解を得て景観に対する意識向上を図ることが必要である。			
コスト	平成23年度(予算)		人件費		
	直接事業費 (A)	3,000 千円	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費 (B)	4,500 千円	正規職員	4,500 千円	0.6 人
	総事業費 (A+B)	7,500 千円	嘱託員	0 千円	0 人
平成23年度 直接事業費内訳	<p>専門家との勉強会講師謝礼 72千円</p> <p>景観啓発パンフレット 1,744千円</p> <p>景観重要建造物・樹木標識設置 400千円</p> <p>風景絵画コンクール 59千円</p> <p>景観教室 525千円</p> <p>市民活動支援(景観整備機構補助金) 200千円</p>				

事業概要説明書 [2]		事業番号	1-9		
年度		平成22年度(決算)		平成23年度(予算)	
直接事業費		1,971 千円		3,000 千円	
財源	一般財源	1,971 千円		3,000 千円	
	受益者負担金	0 千円		0 千円	
	その他	0 千円		0 千円	
成果目標 〔 どういう状態 を目指すのか 〕	景観に対する市民意識が醸成される。				
成果実績 〔 成果目標の 達成状況等 〕	[状況]	想定した成果を得ている			
	[説明]	市民や事業者への景観に対する認識や理解が徐々に浸透してきており、意識の向上に繋がっている。			
成果指標 〔 事業の実績 及び目標 〕	指標名 (下段:指標の説明)	単位	数値 (上段:目標 / 下段:実績)		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度
	景観専門家との勉強会、研修会、イベント等の参加者数	人	120	250	250
	勉強会、研修会、セミナー 150名 イベント等(ワークショップ外) 100名		450	300	
	市民の満足度(第四次宮崎市総合計画)	%	54.9%(H18)	—	60.0%(H24)
H18年市民意識調査(街並みの景観整備や緑化の推進に満足している人の割合)	—		—		
事業の方向性 〔 事業の現状と 課題、今後の あり方等 〕	<p>景観専門家との勉強会、研修会、セミナー、イベント等を開催すると共に、景観整備機構に対する支援や風景絵画コンクールを引き続き、開催する。</p> <p>また、平成14年度より中学校で実施している景観教室を平成23年度から小学校高学年へも対象を拡大するとともに学校数も従来の1~2校から数校に増やして児童・生徒への啓発を行う。</p> <p>その他、各種団体や地域での研修会で市民啓発用冊子や景観パンフレット等を活用して啓発に努める。</p>				
特記事項 〔 参考情報等 〕	<p>平成 2年 3月 宮崎市都市景観条例制定</p> <p>平成16年 6月 国の景観法制定</p> <p>平成19年 9月 宮崎市都市景観条例を宮崎市景観条例に改正 (自主条例を景観法委任条例に変更)</p> <p>平成19年10月 宮崎市景観計画策定</p> <p>平成20年12月 宮崎市景観整備機構(社団法人 宮崎県建築士会)指定</p> <p>平成20年12月 景観重要建造物3件指定</p> <p>平成21年10月 景観重要建造物2件、景観重要樹木2件指定</p> <p>平成23年 6月 「中学生のための景観教室」が都市景観大賞「景観教育・普及啓発部門」で優秀賞受賞</p>				

景観まちづくり啓発事業補助資料【景観課】

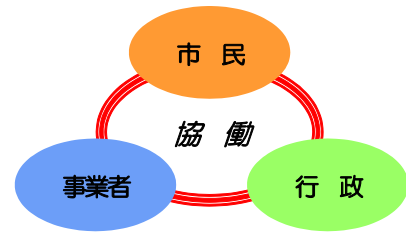
1 景観形成の効果・事業の目的

良好な景観形成は、今後のまちづくりにおいて必要不可欠な、快適な環境創出、地域の魅力やイメージの向上、地域への愛着や誇りを育む基盤となり、中長期的・間接的に以下に示す様々な効果をもたらします。



良好な景観形成のためには、行政による規制や公共空間の施設整備だけではなく、民有空間の景観形成を担う市民や事業者との連携・協働による取組みが不可欠です。

このため、市民や民間事業者等の景観に対する意識向上や景観に関する活動への参加、民間団体への支援等を目的として様々な施策を実施しています。



市民・事業者・行政は、それぞれの役割を果たしながら、協働により景観形成に取り組みます

2 各施策の概要

(1) 専門家との勉強会（セミナー等）

市民や事業者等を対象に、セミナーや勉強会を実施しています。

年度	開催状況
H21	・市民景観海外派遣研修活動フォーラム（講師4名） ・市民景観海外派遣研修説明会（講師1名）
H22	・口蹄疫や鳥インフルエンザ等により開催実績なし



市民景観海外派遣研修活動フォーラム

※ 市施設（無料）の利用や景観海外派遣研修者による企画など、効率的・効果的な運営に努めています。

(2) 景観啓発パンフレット

景観啓発や景観に関する各種手続きの説明に使用するパンフレット等を作成し、市民や事業者等に配布しています。

パンフレット種類	目的・内容	年度	当初予算
宮崎の景観づくり	景観に関する全般的な啓発	H21	2,150千円
宮崎の景観づくり(手続き編)	各種手続きについて説明	H22	2,150千円
建築物等色彩ガイドライン	建築物の色彩基準や推奨色等について解説	H23	1,744千円

※ パンフレット等は市ホームページに掲載するとともに、部数や内容等の検討を行いながら、コスト縮減に努めています。

(3) 景観重要建造物・樹木の標識設置

景観資源の保全、効果的な景観啓発を目的として、景観上優れた外観を有する建造物や樹木を、景観法に基づく「景観重要建造物」、「景観重要樹木」として指定しています。指定後は、同法に基づき標識を設置することが義務付けられています。

- ・景観重要建造物：県庁本館等5件（H20.12・H21.10指定）
- ・景観重要樹木：県庁本館前フェニックス2本（H21.10指定）



景観重要建造物(県庁本館)
景観重要樹木(フェニックス)

※ 指定時に新聞やテレビ等で紹介されるなど、景観啓発に効果を上げています。

(4) 風景絵画コンクール

将来の景観形成を担う小中学生にお気に入りの風景を描いてもらうことにより、景観への関心向上や郷土愛の育成を図ることを目的として平成22年度から実施しています。

【22年度実績】

- ・応募総数：745点（小学生472点、中学生273点）
- ・部門：小学生3部門（低学年、中学年、高学年）及び中学生の部
- ・表彰：各部門で金賞、銀賞、銅賞を1名ずつ、入選を17～18名選出
- ・審査員：計4名（大学教授など美術関連の専門家）

※ 入選以上の作品を市施設やショッピングセンターにおいて展示し、市民への作品周知、景観啓発を図っています。



表彰式の模様

(5) 小学校高学年・中学生を対象とした景観教室

次世代への景観啓発や郷土愛の育成を目的として、平成14年度から毎年1、2校の中学校で実施（22年度まで計11校、267名）しています。21年度からは、(社)宮崎県建築士会（宮崎市景観整備機構）との協働により、建築士による講義やグループ学習、将来のまちづくり提案模型やパネル作成などを行っています。本年度からは、対象を小学校高学年にも拡げて実施しています。



景観教室の模様

※ 文化祭での発表や展示、総合支所等への展示、報告書のホームページ掲載等を行うことで、他生徒や地域住民等へ効果が波及しています。

※ 23年6月には、これまでの取組みや効果が評価され、都市景観大賞「景観教育・普及啓発部門」優秀賞（主催：「都市景観の日」実行委員会、後援：国土交通省）を受賞しました。

(6) 市民活動支援（宮崎市景観整備機構支援補助金）

景観整備機構とは、市民による自発的な取組みを推進するため、景観形成を担う民間団体を、景観法に基づき地方自治体が指定するものです。本市では、平成20年12月に(社)宮崎県建築士会を宮崎市景観整備機構に指定しました。

【補助金を活用した22年度実績】

- ・高岡天ヶ城麓地区におけるライトアップ：
地区内の武家門や武家屋敷等のライトアップを実施
- ・高岡天ヶ城麓地区におけるワークショップの企画・運営：
地区に残る歴史的資源を生かしたまちづくりを推進するため、住民の方々とともにワークショップ（検討会）を実施

※ 補助金を活用した活動により民間団体の活動が活性化することで、地域の景観向上や地域住民の意識向上につながっています。

※ 景観形成活動を民間団体に担っていただくことで、市の負担減につながっています。



上：ライトアップの模様
下：ワークショップの模様

3 その他・今後について

以上の事業のほかにも、景観情報ホームページの充実や景観便り「ちょこっと景観」の発行など職員の手作りによる施策や、県および各種団体と連携したイベントやセミナーの開催などを実施しています。

良好な景観は短期間にできるものではなく長年の積み重ねが必要です。市民ニーズや時代の変化等を踏まえながら持続的・効果的な啓発施策を積み重ね、良好な景観形成に努めます。